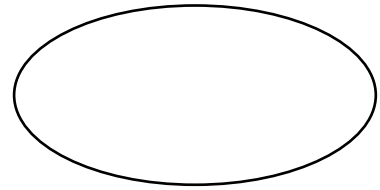


受付印

	課長	課員	担当者
回 覧			



大瀧村国民健康保険
産前産後期間に係る保険税軽減届出書

大瀧村長 様

令和 年 月 日

大瀧村国民健康保険税条例第15条の3に規定する出産被保険者について、次のとおり届け出ます。

記

世帯主 (納付義務者)	氏名	
	生年月日	令和 年 月 日
	住所	大瀧村字
	個人番号	
	電話番号	

出産被保険者 (出産する・した人)	氏名	
	生年月日	令和 年 月 日
	住所	※世帯主と同じ場合は、記載不要
	個人番号	
<input type="checkbox"/> 出産予定日 <input type="checkbox"/> 出産日		年 月 日
単胎妊娠又は多胎妊娠の別		単胎 ・ 多胎

添付書類

- ① 出産予定日又は出産日の確認することができる書類
- ② 単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類
- ③ 出産後、子と別世帯の場合は親子関係を確認できる書類

制度説明

出産予定又は出産した被保険者の所得割及び均等割について、単胎妊娠は出産前後4か月分、多胎妊娠は出産前後6か月分を免除するものです。

免除対象となる「出産」とは、妊娠85日以上分娩をいい、死産、流産(人工妊娠中絶を含む。)及び早産の場合も対象となります。

申請には、下記書類が必要となります。

- ① 母子健康手帳等の出産予定日又は出産日を確認することができる書類
- ② 単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類

なお、出産後に届出される方で生まれた子と別世帯の場合は、

- ③ 戸籍謄本等の出産被保険者と生まれた子の親子関係を明らかにする書類
- の提出が必要となります。

〈注意事項〉

- ・ この届出書は、出産予定日の6か月前から提出することができます。
- ・ 所得が未申告になっている方は、申告をしてから届け出てください。
- ・ 免除対象期間は、大湊村国民健康保険の被保険者である期間です。途中で他の健康保険へ加入した場合や転出等により大湊村国民健康保険の資格を喪失した場合は、対象期間が変更となります。
- ・ 申請が承認となった場合は、年税額が変更となります。変更決定通知書等が届くまでは、そのまま納付を継続してください。納めすぎになる場合は、還付となります。